求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）は、採用活動において、相手方の人格及び尊厳を尊重し、安心して応募及び相談等ができるよう求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止します。

１　対象となる求職者

採用応募者、就職活動中の学生等インターンシップ、職場体験等の参加者その他当センターにおける採用活動及び実習受入れ等に関係する者をいいます。

２　求職者等に対するセクシャルハラスメントの例

以下の行為は例示であり、これらに限られるものではありません。

・業務上必要性のない性的な質問又は発言
・容姿、服装等に関する不適切な言及
・私的な連絡先交換の要求及び執拗な誘い
・不必要な身体接触
・性別に基づく不適切な言動

３　求職者等への対応

採用面接その他求職者等への対応にあたっては、業務上必要かつ適切な範囲で対応を行い、相手方に不安や不快感を与えないよう十分配慮します。

４　相談等への対応

当センターは、求職者等からの相談又は申し出については、相談者に十分配慮しながら事実関係を確認し適切な措置を講じます。

また、相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。

５　採用活動等に従事する職員への研修

当センターは、求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するため、担当する職員に対して、本方針の周知・啓発とともに必要な教育・研修を行います。

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター